

平成24年度

猪名川・藻川河川保全利用委員会

勉強会

日時:平成24年11月21日(水) 14時~

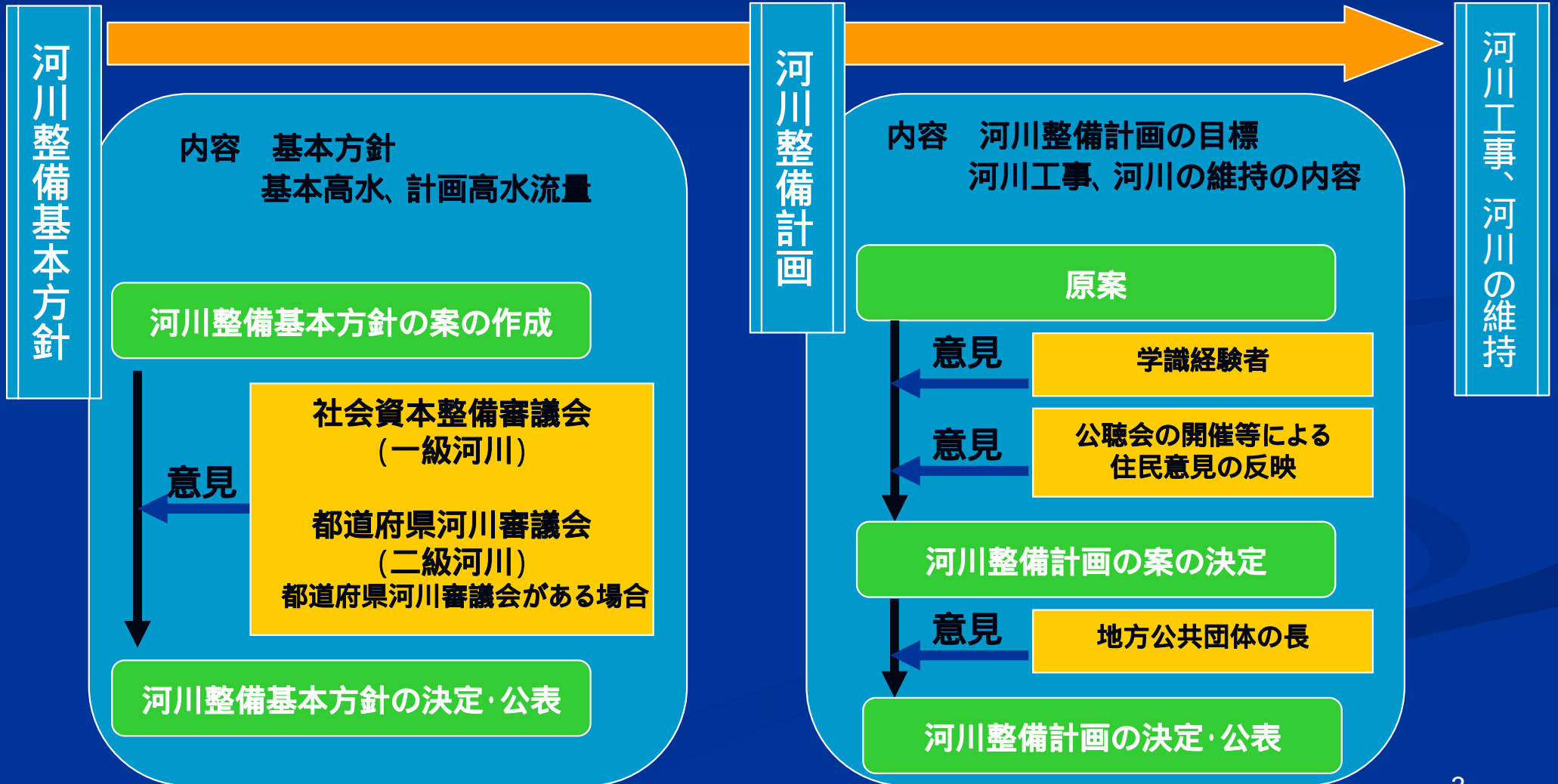
場所:猪名川河川事務所 会議室

説明内容

- 1.河川整備計画とは
- 2.「川らしい利用」の促進
- 3.保全利用委員会の役割
- 4.猪名川・藻川保全利用委員会の開催状況
- 5.川らしい利用の事例
 - 1)芥川の事例
 - 2)利用目的の転換例
 - 3)その他、取り組みメニューのイメージ
- 6.カルテ、チェックリストの記入時の説明事項

1. 河川整備計画とは

河川整備計画は、河川法に基づいて河川管理者が定めるもので、河川整備の目標、河川工事、河川の維持の内容について記載されています。猪名川を含む淀川水系の河川整備計画は、平成21年3月31日に策定され、概ね30年間の淀川水系の国管理区間の整備内容を記しています。



2. 「川らしい利用」の促進

河川整備計画では、河川敷の利用について、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」の促進をうたっています。

利用の基本的な考え方

・川は、生物の生息・生育・繁殖環境として地域に残された貴重な自然環境を有する場であり、そのような環境を享受しつつ地域固有の風土・文化が形成されてきた。

・そのような認識の下で、将来に地域の貴重な財産を継承していくために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本として河川の利用を促していく。

・自然環境保全のために河川を人が利用できない空間とするのではなく、環境学習を推進する場等の観点を含めて、「川らしい利用」が進められるようにしていく。

・河川が公共空間であることに鑑み、自由使用・自己責任の原則のもと、必要最小限の利用の規制を行い、利用者の理解を得ながら「河川環境を損なう利用の是正」を図り、人々が憩い、安らげるような空間を確保する。

淀川水系河川整備計画(抜粋)

2. 「川らしい利用」の促進

川らしい利用の促進

・河川敷利用にあたっては、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を推進するという観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりをふまえながら縮小していくことを基本とする。

・ただし、単に河川環境のために制約されて利用できない空間とするのではなく、周辺環境・地域特性に配慮しながら検討を進めることとする。

・既存の利用施設が数多くの人々に利用され、また住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望があることをふまえ、また、それらの施設が持つ防災機能としての役割が必要との意見もあることから、河川敷の利用施設については、個々の案件毎に、学識経験者、自治体等関係機関、利用者、地域住民の意見を聴きながら判断することとする。

・河川敷の利用施設が縮小されるまでの期間であっても、自然環境の保全に配慮するような手法についても検討する。

淀川水系河川整備計画(抜粋)

3. 保全利用委員会の役割

猪名川・藻川河川保全利用委員会は、猪名川・藻川の「川らしい利用のあり方」について利用者や地域の皆さんと一緒に考え、占用者から申請される公園計画についての猪名川河川事務所の対応に助言を行う委員会です。

学識経験者等と関係機関で構成し、猪名川・藻川のうち、猪名川河川事務所が管理している区間を対象としています。



3. 保全利用委員会の役割

本来の川の姿を取り戻すために、河川敷以外で利用することが出来る施設については、縮小していくことを基本としています。

河川敷の公園・グラウンドが多くの住民に利用され、新たな占用要望もある現状との調整を考慮します。

また、公正な運営の確保と開かれた河川行政の推進のために、委員会は原則として公開とします。

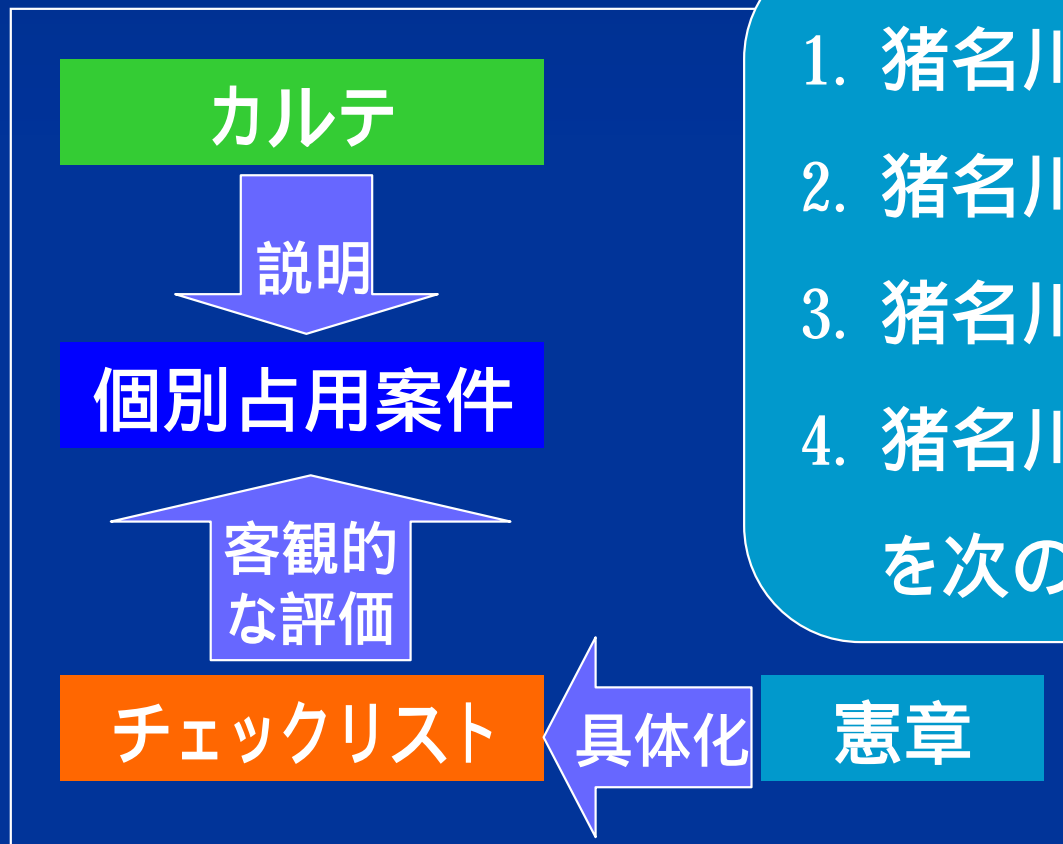


3. 保全利用委員会の役割

保全利用委員会は、同委員会が提唱する猪名川・藻川河川保全利用憲章に則り、占有者から提出される説明資料(カルテ)に基づいて個別占用案件を審議しています。

猪名川・藻川河川保全利用憲章(案)

1. 猪名川の自然を愛そう。
2. 猪名川の豊かな恵みに感謝しよう。
3. 猪名川の利用に責任を持とう。
4. 猪名川の自然、景観、歴史、文化を次の世代に伝えよう。



4.猪名川・藻川河川保全利用委員会の開催状況

猪名川・藻川河川保全利用委員会は、平成18年度にはじまり、一時休止期間をはさみ、平成21年度以降継続的に開催されています。

同委員会では、平成22年度から個別占用案件についての審議を開始し、平成23年度には、「猪名川・藻川河川保全利用憲章」の最終案を提唱しました。

猪名川・藻川河川保全利用委員会の個別占用案件の審議

平成22年度(7件)	平成23年度(8件)
<ul style="list-style-type: none">・猪名川河川敷緑地(伊丹市)・猪名川河川敷公園(尼崎市)・藻川河川敷公園(尼崎市)・東久代公園(川西市)・猪名川河川敷緑地(第3・第4運動公園)(伊丹市)・神津運動公園(伊丹市)・天王宮児童遊園地(川西市)	<ul style="list-style-type: none">・おおぞら広場(尼崎市)・伊丹市立猪名川テニスコート(伊丹市)・第1号猪名川河川敷緑地(伊丹市)・猪名川緑地(池田市)・農業公園(尼崎市)・猪名川緑地(池田市)・第1号猪名川河川敷緑地(伊丹市)・伊丹市立猪名川テニスコート(伊丹市)

5.川らしい利用の事例

(1) 芥川

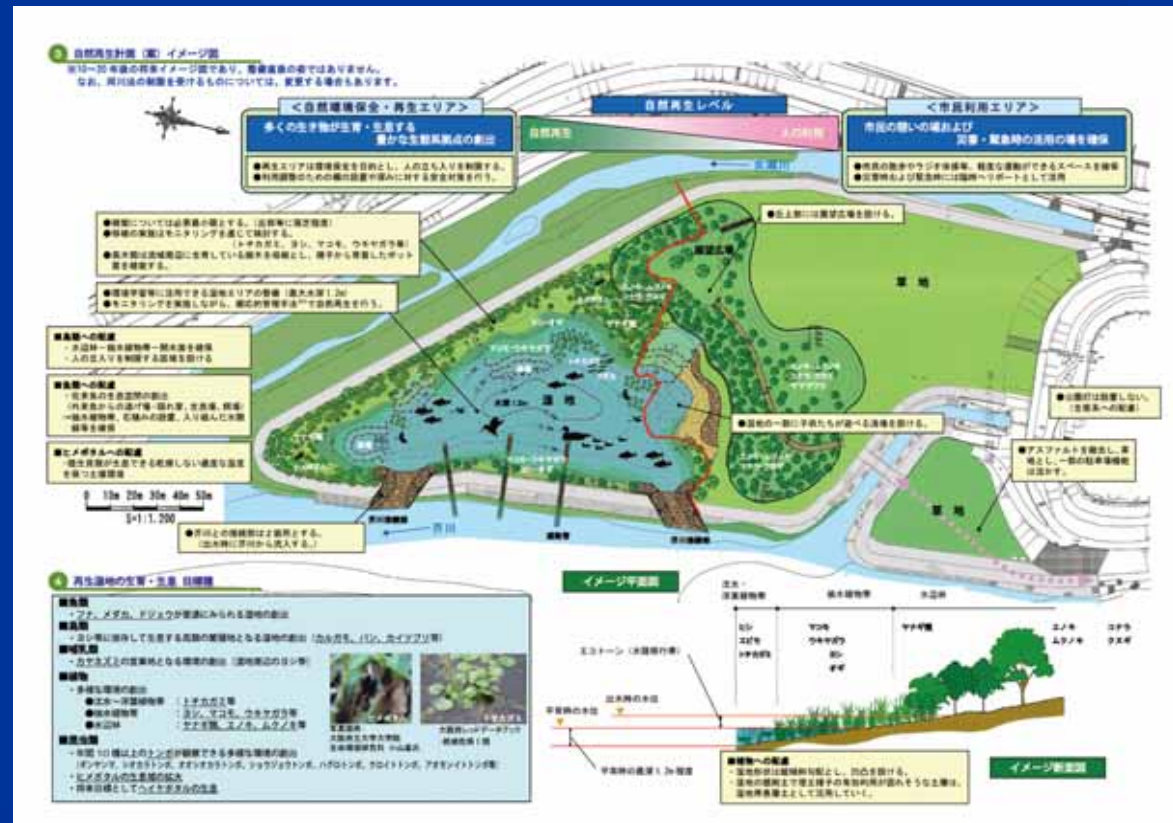
(2) 利用目的の転換例

(3) 取り組みメニューのイメージ

(1) 芥川(大阪府)-親水性に配慮した水辺公園の整備

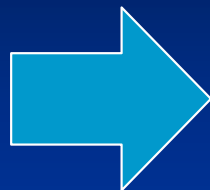
津之江公園自然再生計画は、芥川の水辺の取組みの基本的な指針である「芥川創生基本構想」(平成18年9月、芥川倶楽部・大阪府・高槻市)に基づき、市民、学識経験者等の意見を踏まえて策定
グラウンドと駐車場から、湿地と草地を創出

この自然再生計画(案)に基づき、今後、国と共同で平成20年度10月中旬以降から公園整備に着手し、平成21年春からモニタリングを開始



(1) 芥川(大阪府)-親水性に配慮した水辺公園の整備

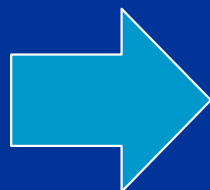
① 駐車場



草地



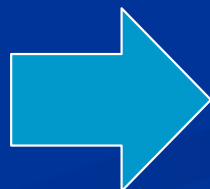
①⑦ グラウンド (北側堤防より)



湿地



①④ グラウンド (ベンチ)



(1) 芥川(大阪府)-親水性に配慮した水辺公園の整備

平成22年度の活動

月	日	内容	年間を通じた活動
4	24	芥川淀川連続講座	・ 津之江公園 自然再生事業の管理計画検討に参画
	29	こいのぼりフェスタ1000	
5	15	ミズヒマワリ駆除	・ モニタリング調査
6	3	親水交流会	・ ミズヒマワリ調査・駆除 (PDF ファイル 843KB)
	12	観察会: 遡上アユを見つけよう	
7	7	ネットワーク芥川倶楽部定例総会	・ 芥川緑地資料館の運営への協力
		環境学習「水辺の学校」	
	31	芥川下流部リバーウォーク	
8	21	魚みち見学会・あくあびあ前	
9	18	津之江ミズヒマワリ駆除作戦	
		親水交流会	
10	17	あくあび あふれあいフェスタ	
		芥川・淀川連続講座	
11		親水交流会	
	27	クリーンアップ&千人鍋	
1		市環境フェア	
2		親水交流会	

みんな集まれ!! 芥川クリーンアップ大作戦 と千人なべ

平成22年11月27日(土) 申込不要
10:00~(小雨決行)

集合場所 [あくあびあ芥川](#) ゴロッパ広場 JR鉄橋下流河川敷 芥川大橋下流河川敷

みんなの川をきれいにしたい・・・
生き物がたくさん住んでいて、人が集えるところになりたい・・・
そんな思いを一つにして、芥川の清掃活動を行います。
多くのおみなさんご参加、ご協力をお待ちしています!
今年は、清掃で一汗かいたあとは・・・

お疲れさまで「千人なべ(豚汁)」!

場所: JR鉄橋下流河川敷
時間: 12:00~
災害用非常食(かやくご飯)の炊き出しも!!

△セブン-イレブンみどりの橋倉
—セブン-イレブン記念財団 の助成を受けて実施します。

主催 芥川ひとと魚にやさしい川づくりネットワーク(愛称:芥川倶楽部) 共催 大阪府 高槻市
協賛 あくあびあ芥川共同活動体

問合せ先: 高槻市 政策企画室 TEL: 072 (674) 7393

(2) 利用目的の転換例

山城コミュニティ運動広場(木津川市)

野球場として利用していたが、バックネットを撤去し、野球の利用をやめてより負荷の小さい利用に転換した。



木津川河川敷多目的広場(精華町)

ゲートボール場を自然の草地とした。



取り組みメニューのイメージ

【取り組みメニュー】

緩衝帯の形成

グラウンドの緑化

水際の土羽化・緩傾斜化

駐車場の指導

利用ルールの方針

占有範囲の縮小

草刈りの配慮

(外来種対策を含む)

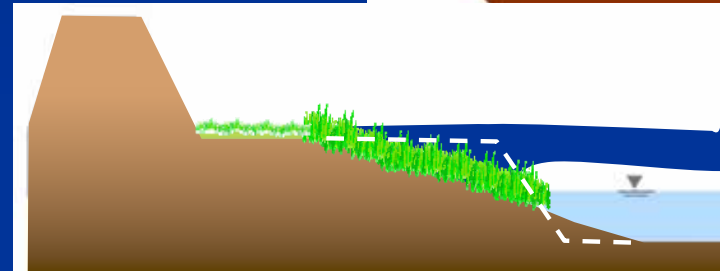
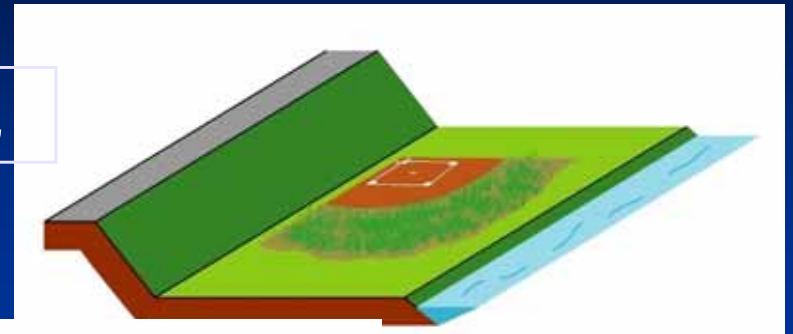
占有範囲の明示

環境啓発看板の設置

生物の繁殖期での制限

環境学習の実施

グラウンド緑化



水際緩傾斜

啓発看板



環境学習



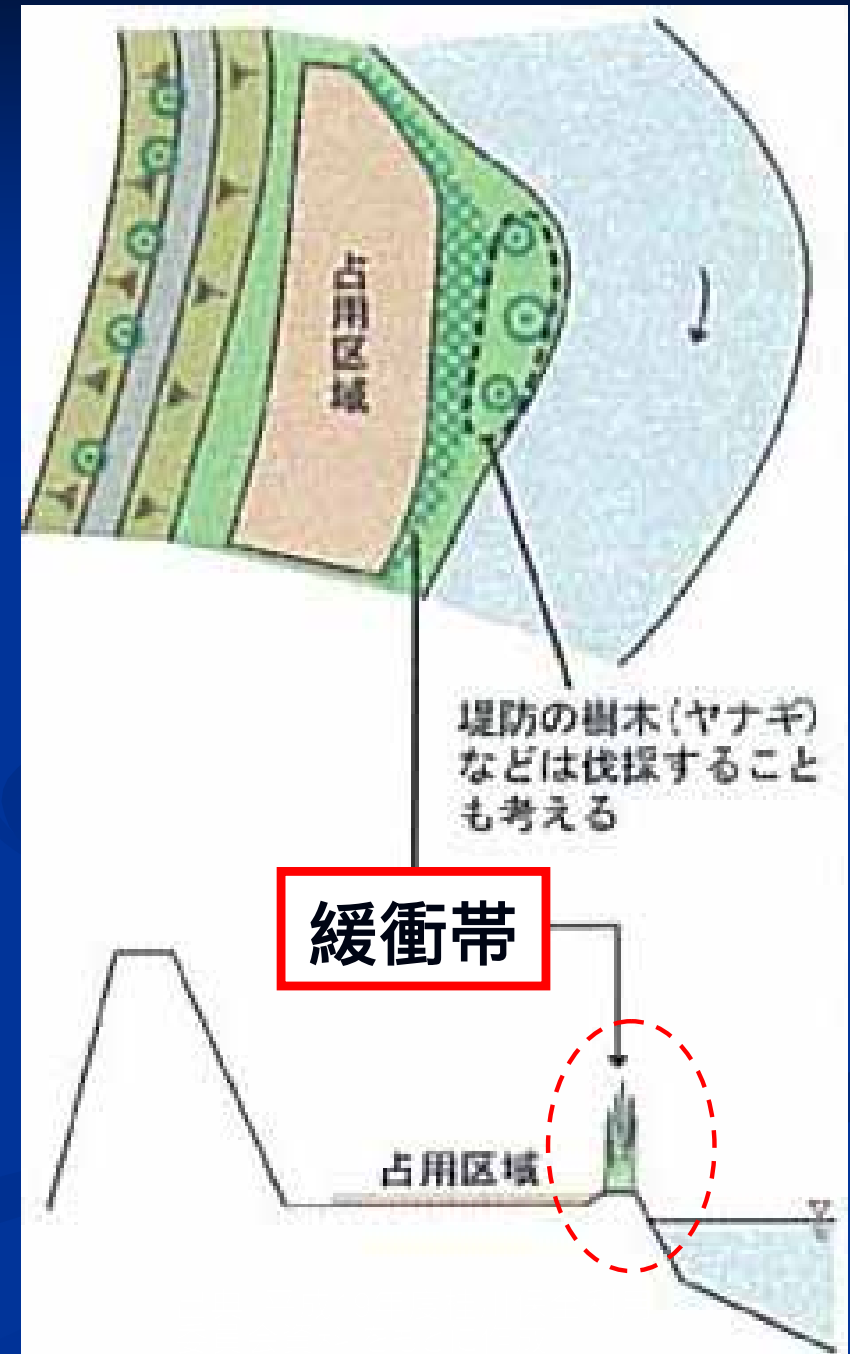
緩衝帯の形成

占用区域と水辺との間に「緩衝帯」の形成を図り、環境への負荷を軽減する。

マウンド状の緩衝帯の例

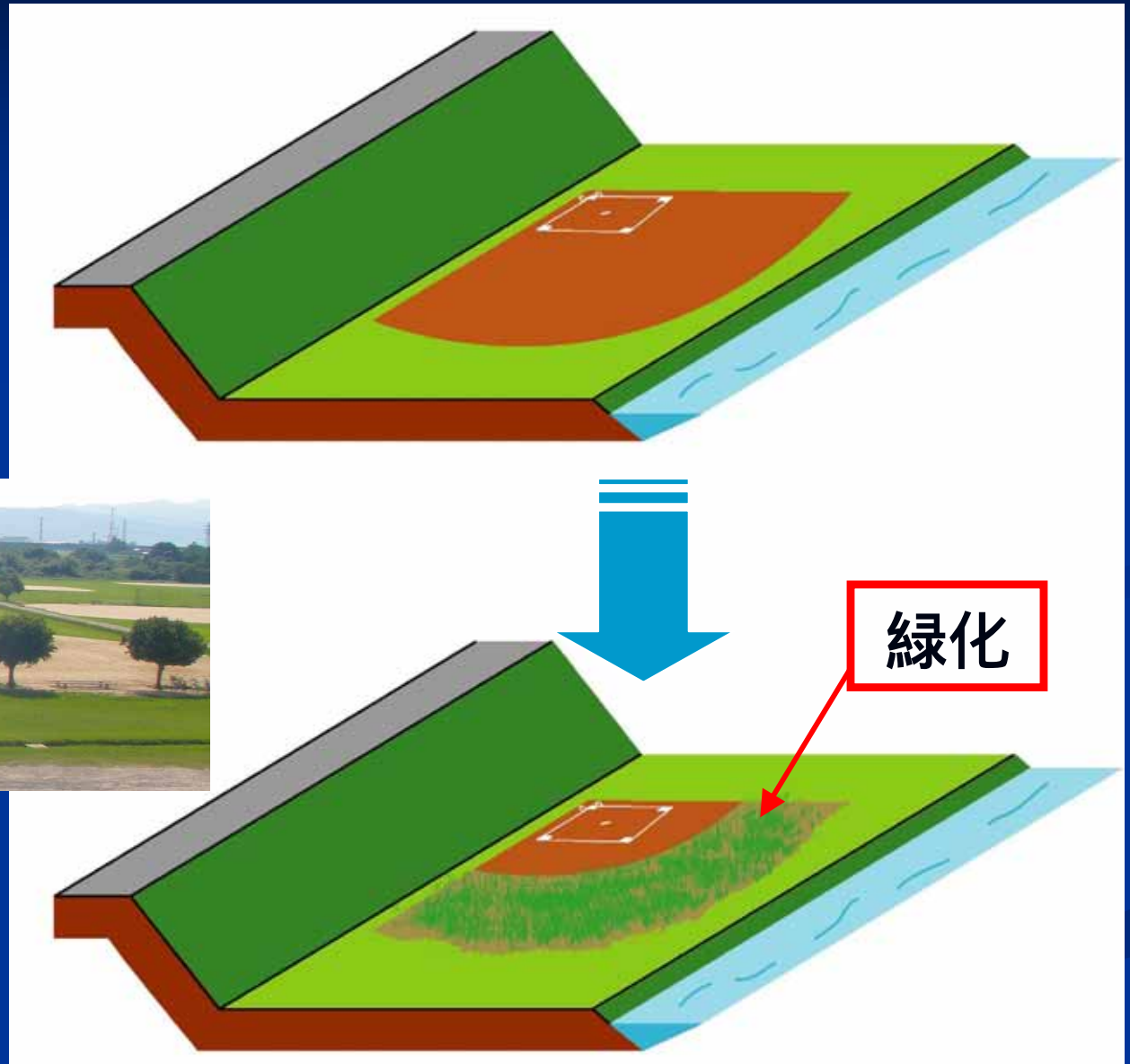


注) 外来種については駆除する



グラウンドの緑化

野球場等のグラウンドはできるだけ緑化を行い、土面の縮小を図る。

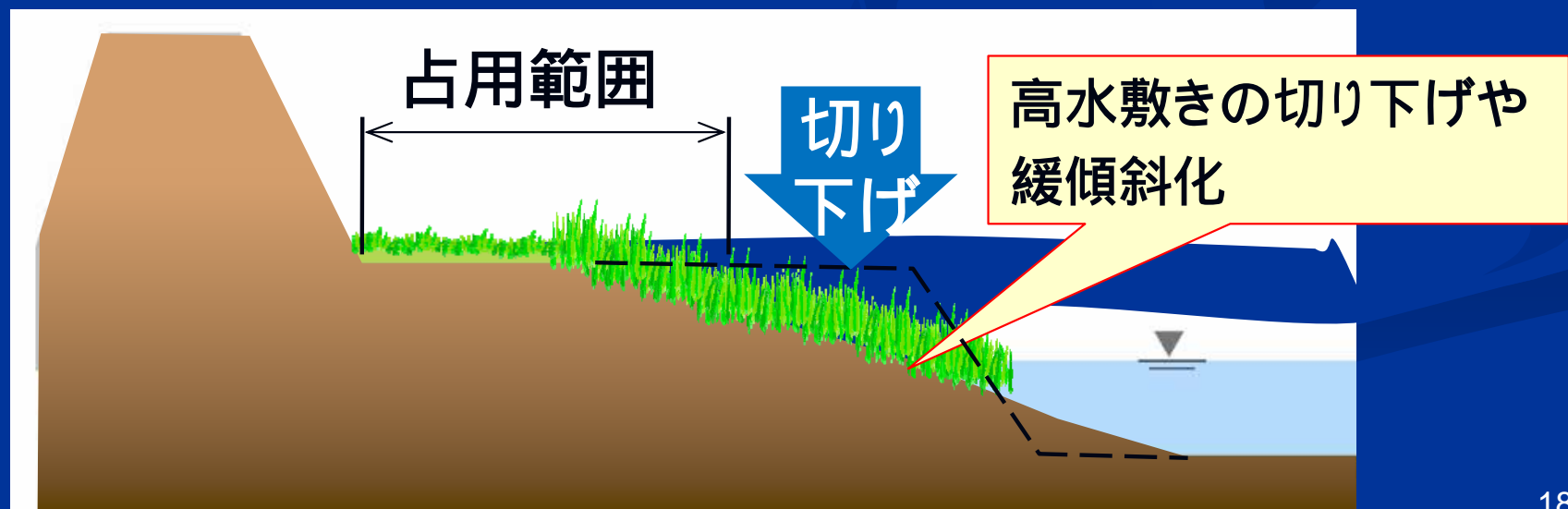
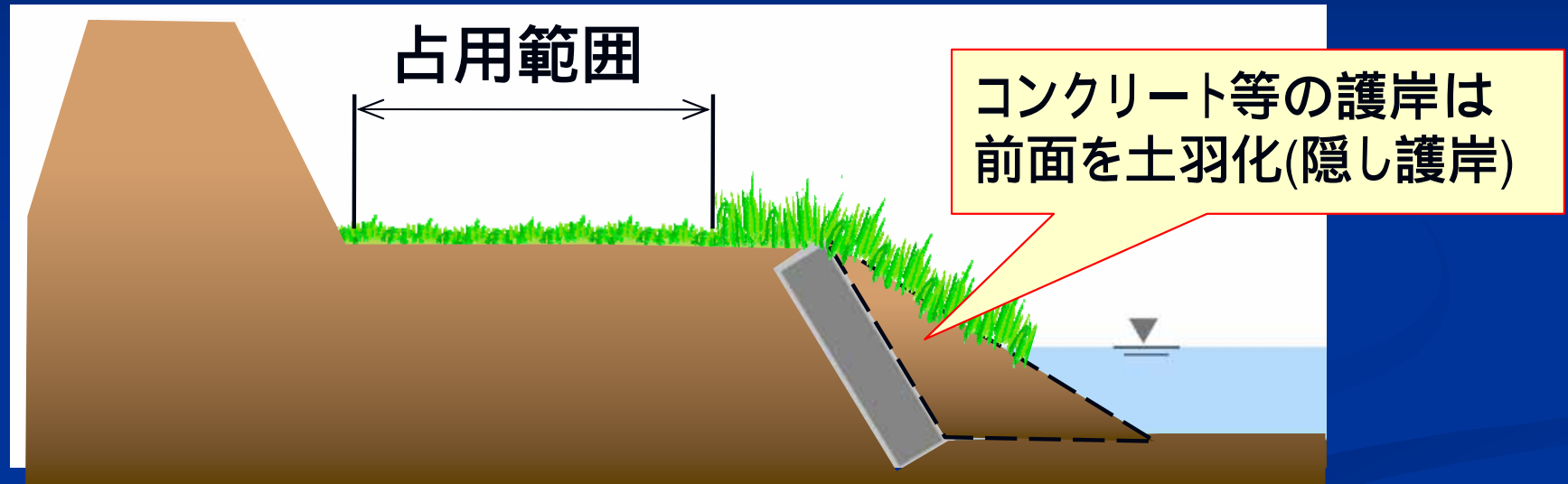


宇治川河川公園

注) 外来種の使用は避ける

水際の土羽化・緩傾斜化

水際法面の土羽化・緩傾斜化を図ることで、水陸移行帯の創出により水際の改善を図る。



駐車の指導

(駐車を堤内地で確保することが困難で、やむを得ず堤外地に駐車を設置する場合)

占用区域外への環境負荷を防ぐために、占用区域内へ駐車を誘導する。

駐車場面の緑化により、環境負荷を軽減する。

指導前



平成16年11月28日撮影

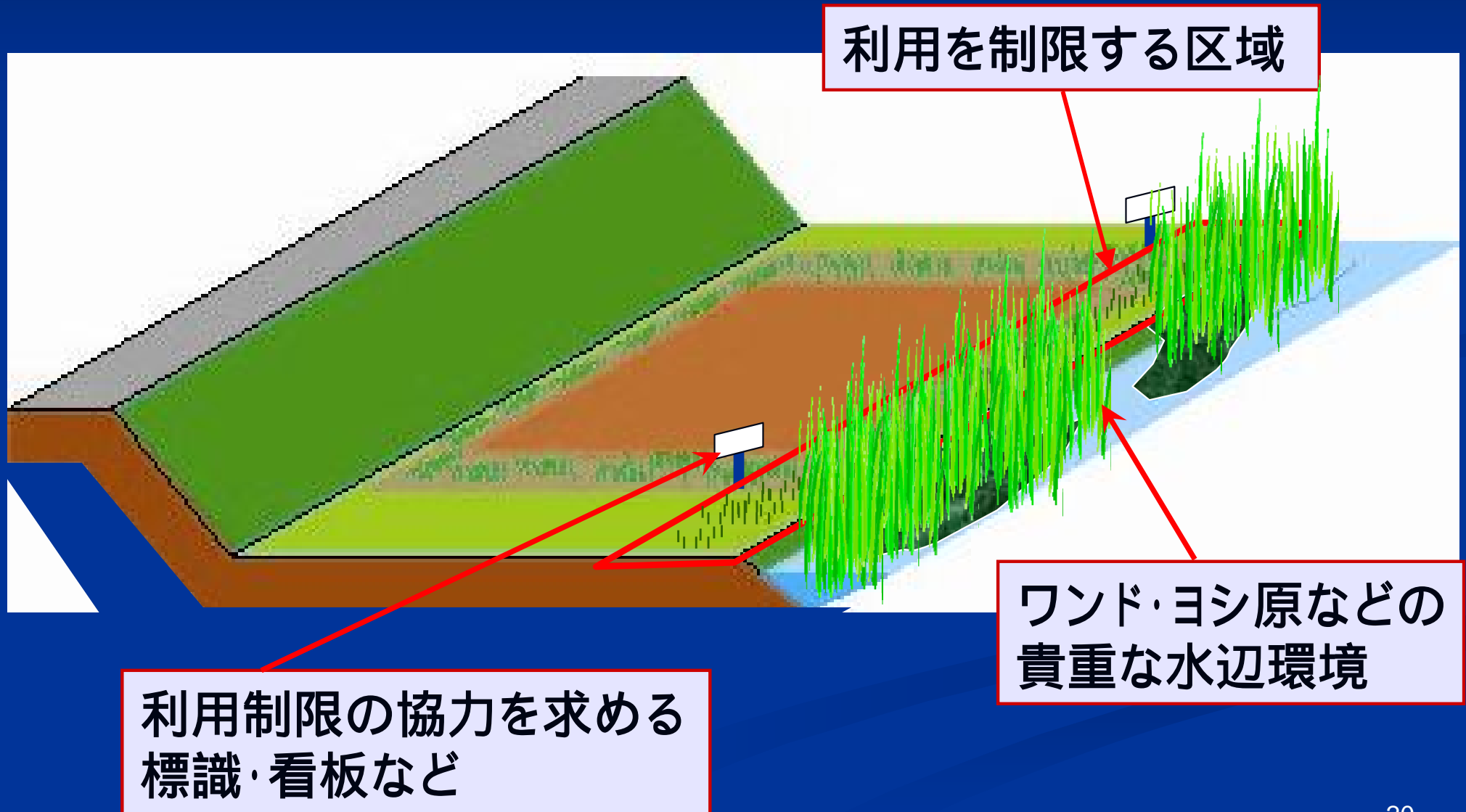
指導後



平成20年9月14日撮影

利用ルールの方策

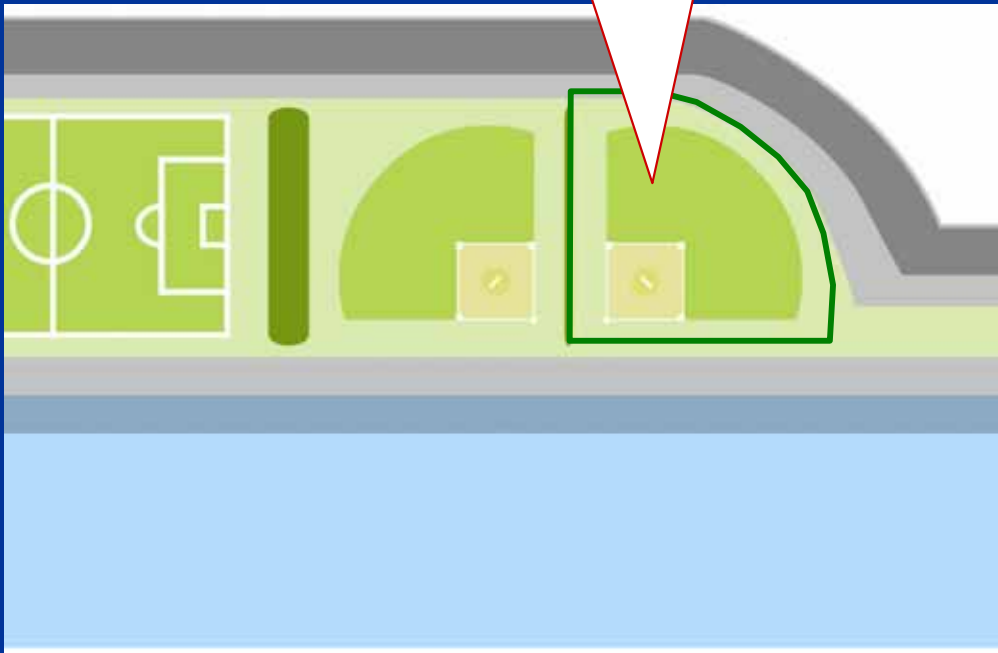
近くに保全すべき環境がある場合、川側の利用を制限する等のルールを設定する



占用範囲の縮小

使用頻度の少ないグラウンド等は占用範囲の縮小を行う。

使用頻度が少ない場合、
占用範囲の縮小



グラウンドの
利用が減少



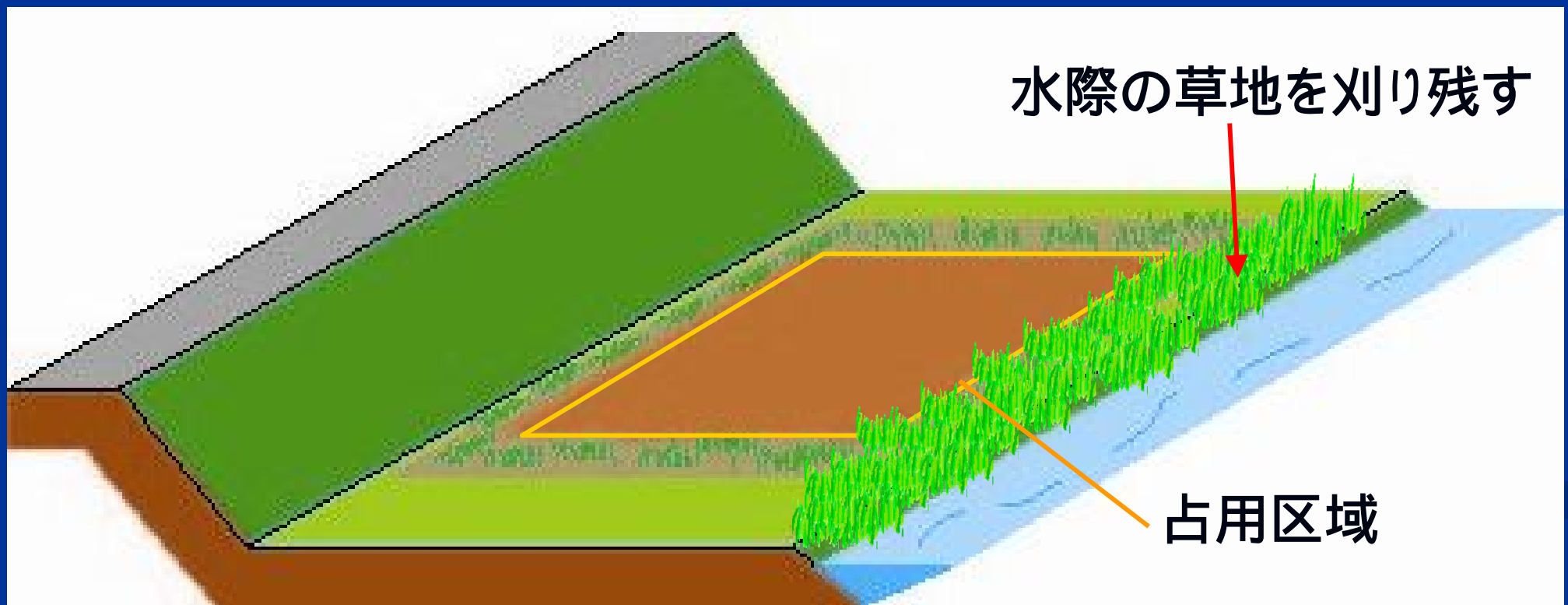
自然の状態に戻る
ように放置



木津川河川敷公園の例

草刈での配慮

水際等の草地の刈り残しを図る。
長めに刈り残すことで、生物の生息・生育環境の保全。
外来種については、学識経験者、地域住民との連携を図り、
駆除活動を導入する、

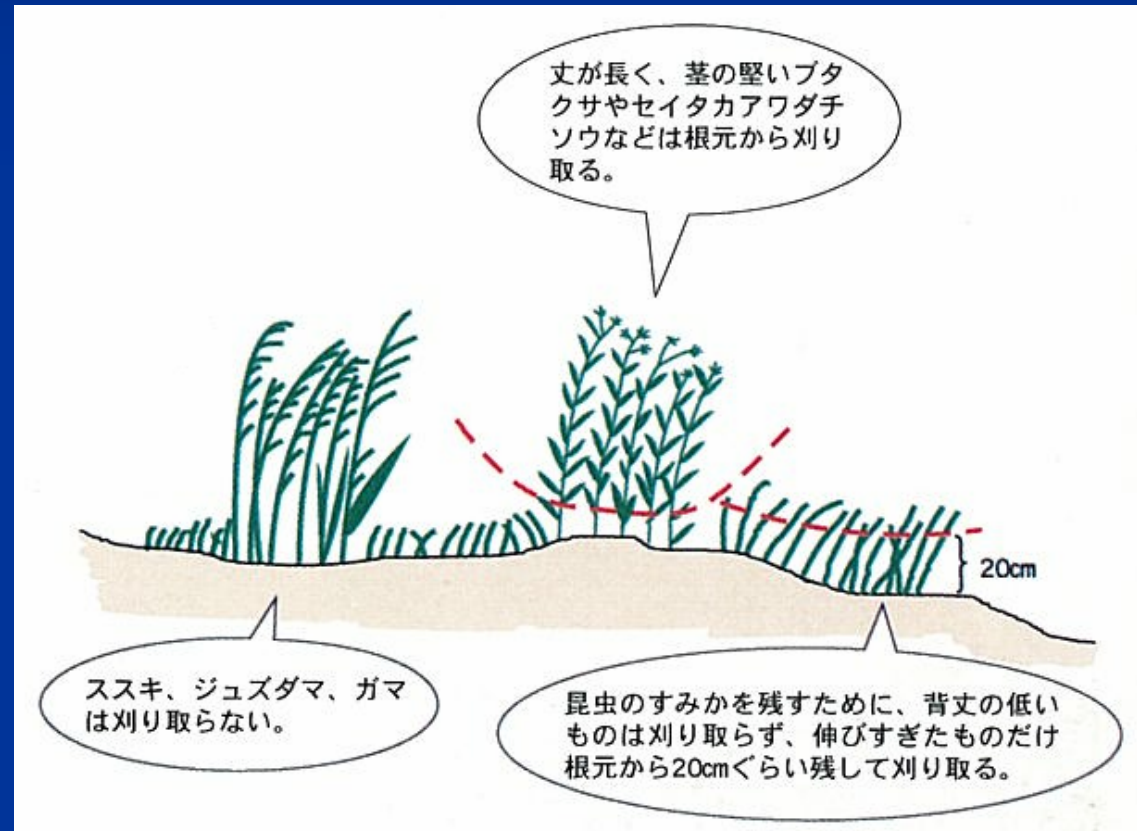


草刈での配慮

河原に見られる草地は、昆虫類の産卵場、草食性種の餌場となる。また、鳥類の営巣場所となる。

< 植物の刈取り方法 >

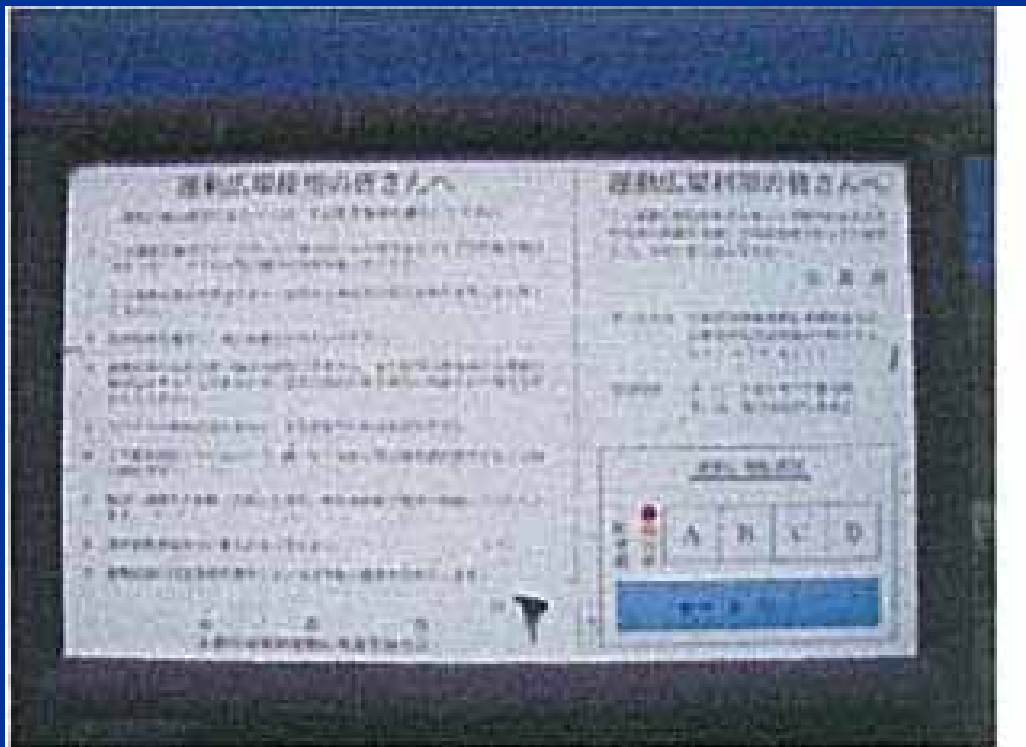
- ・背丈の低いものについてはあえて刈り取らない。
- ・背丈の高いものは根本から20cm程度残して刈る。
- ・ススキ、ジュズダマ、ガマは残し、ブタクサやセイタカアワダチソウなど丈が長く茎の堅いものは根本から刈り取る。



占用範囲の明示

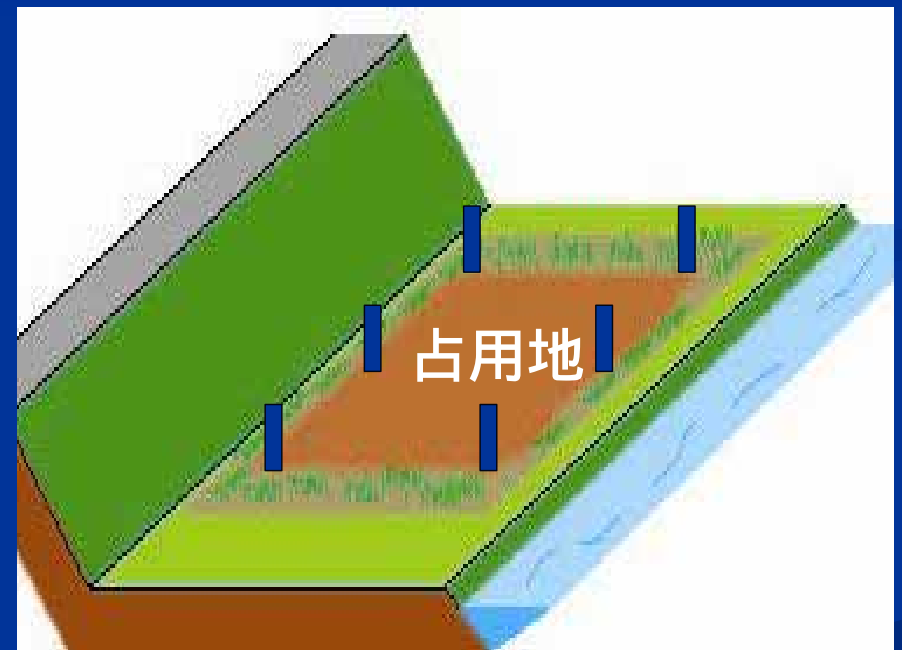
利用範囲の認知のために、占用範囲を看板、標識、杭等により明示する（不法占用利用を明確にするため）

看板による注意喚起



看板（注意事項等）

占用範囲の明示



環境啓発看板の設置(1) ~ 宇治川の例 ~

環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占有区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。



分かり易い内容、
親しみやすい表現

環境啓発看板の設置事例(宇治川河川公園)

環境啓発看板の設置(2) ~ 宇治川の例 ~

環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、
占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。



分かり易い内容、
親しみやすい表現

環境啓発看板の設置事例(宇治川河川公園)

生物の繁殖期等の制限

生息する生物の繁殖期における使用制限を図る。

【例】期間、範囲、時間帯、等の使用制限を設定

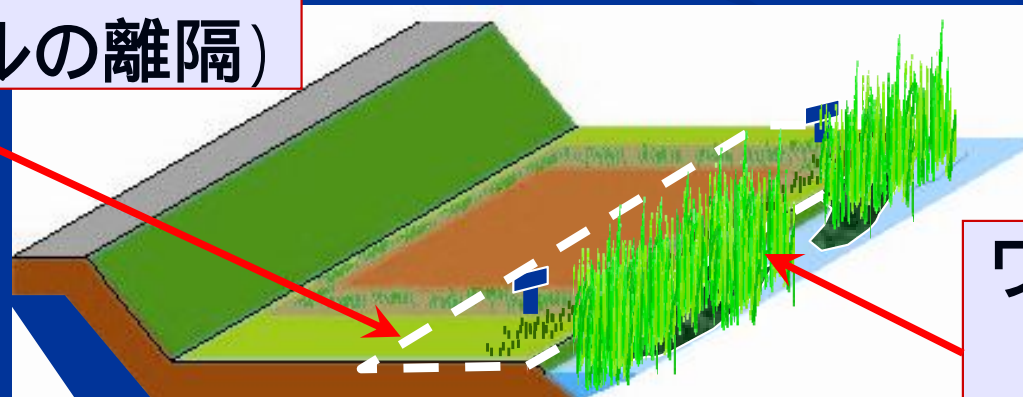
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	備考
オオヨシキリ					—								営巣地：河岸、湖岸、湿地などのヨシ原
カワセミ			—										営巣地：河岸の土手や周辺の土の崖など
・・・													
コムラサキ					—		—		—				生息場所：河川に沿ったヤナギ林
・・・													
カヤネズミ					—								生息・繁殖場所：イネ科植物の優占する河川敷、草地など

— : 繁殖期(鳥類、哺乳類)、卵期(昆虫)

使用制限

使用範囲の制限

(例：数十メートルの離隔)



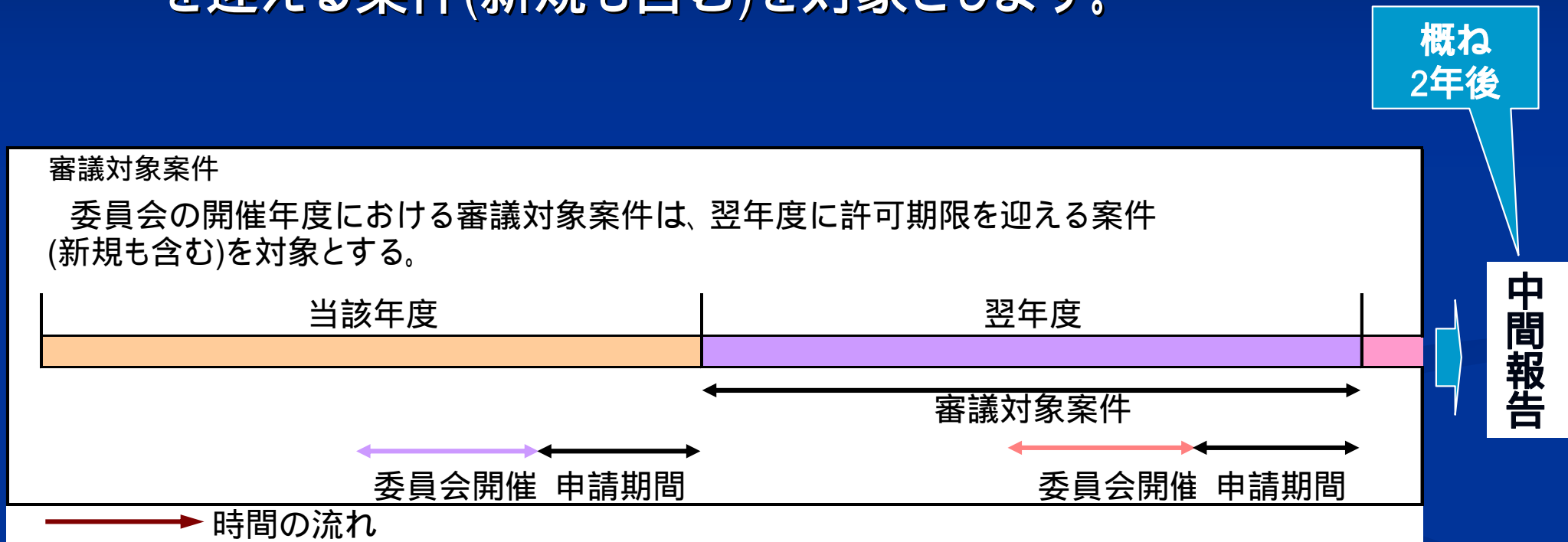
ワンド・ヨシ原
(重要な環境)

6.カルテ、チェックリストの記入時の説明事項

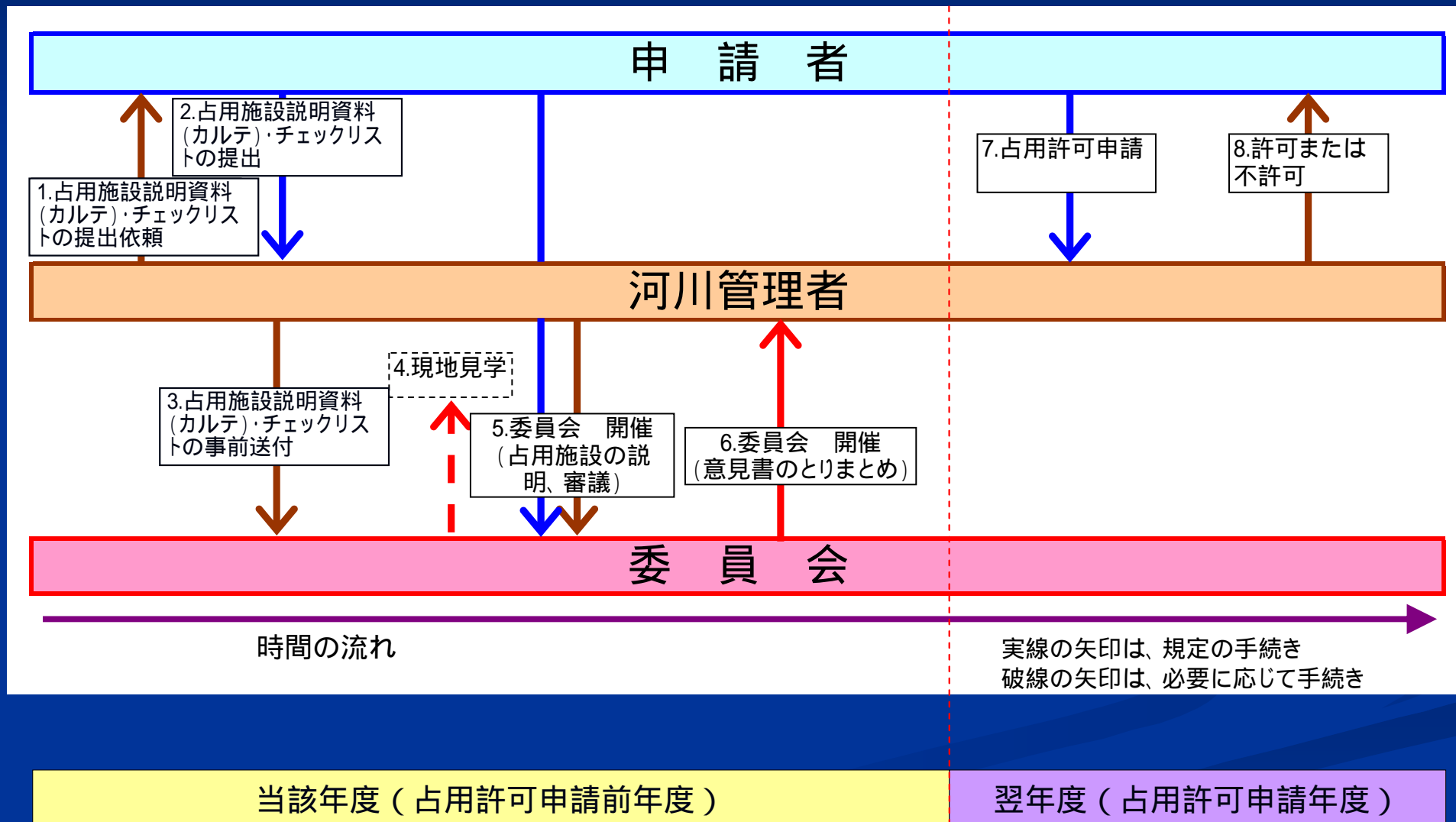
- (1) 審議対象案件について
- (2) 審議の手続きについて
- (3) 平成24年度の猪名川・藻川河川保全利用委員会等の開催予定
- (4) カルテとチェックリスト
- (5) カルテ記入時の留意事項
- (6) チェックリスト記入時の留意事項

(1) 審議対象案件について

審議対象案件は、委員会の開催年度の翌年度に許可期限を迎える案件(新規も含む)を対象とします。



(2) 審議の手続きについて



(3) 平成24年度の猪名川・藻川河川保全利用委員会等の開催予定

平成24年度は中間報告を実施します。

猪名川・藻川では、平成24年度から平成25年度上期までに更新期限を迎える案件はないため、審議対象とする案件はありません。

ただし、許可から概ね2年後に中間報告(委員会意見に対する取り組み状況の報告)を求めることになっているため、下表の案件については報告をお願いします。

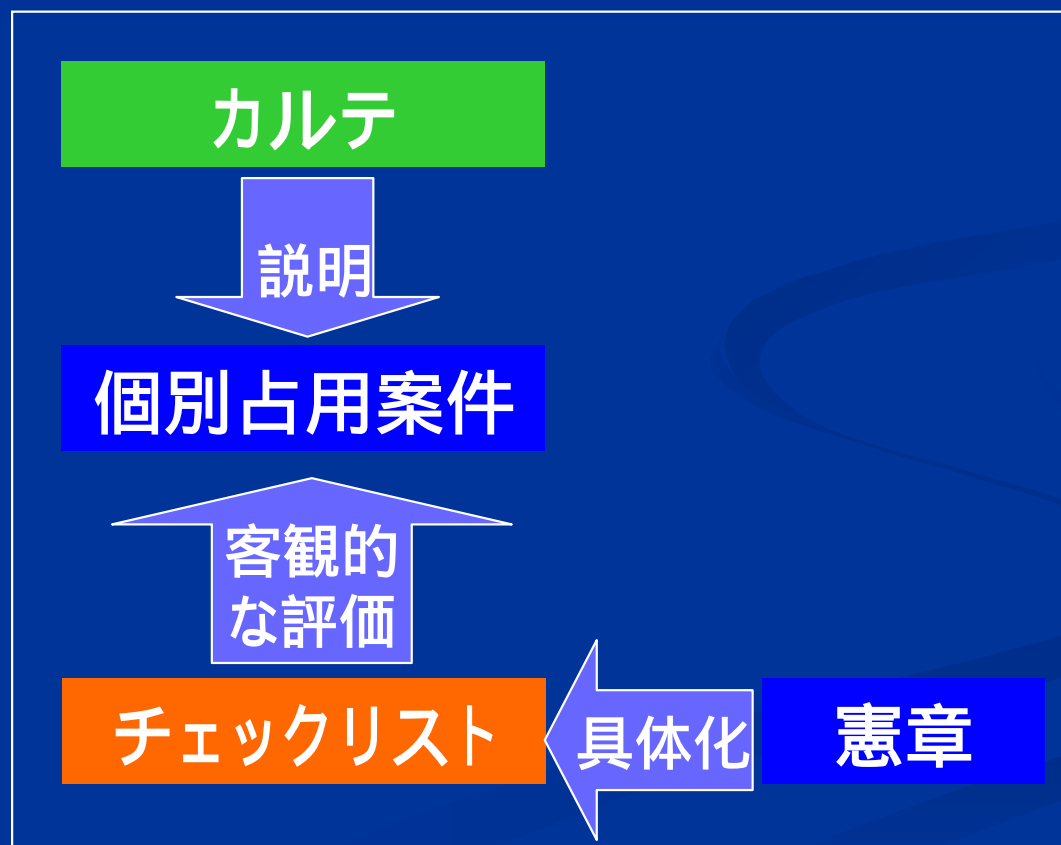
許可案件名	申請者	最新許可日	許可期限
下加茂公園	川西市	H22.4.9	H27.3.31
猪名川第1・第2運動公園	伊丹市	H22.3.29	H27.3.31
藻川河川敷公園	尼崎市	H22.12.20	H27.10.31
猪名川河川敷公園	尼崎市	H22.12.20	H27.10.31
緑地広場	尼崎市	H22.3.15	H27.3.31
猪名川河川敷緑地	伊丹市	H22.12.20	H27.9.30

(4) カルテとチェックリスト

位置づけ

カルテ: 保全利用委員会の審議するための提供情報の統一化 及び 占用者と河川保全利用に対する意識の共有を図ることを目的としています。個別占用案件は報告案件と審議案件に区別されるため、それぞれに対応する様式を用意しています。

チェックリスト: 個別占用案件に関する審議は、憲章にうたう事項を満足しているかどうかを確認し、保全利用委員会の意見を受けべきものであるため、客観的な評価基準としてチェックリストを活用することとしました。



(5) カルテの留意点

・記入内容はできるだけ具体的にしてください。自然環境の保全などについて具体性が求められます。

保全利用委員会での意見の例

B)「関連諸計画における占用地の位置付け」の項目で、生物多様性や環境教育などの書き方が弱い。多様な生き物がすめる自然環境に配慮する、環境教育に使っていく、というような言葉も入れて計画を位置づければ、本当に川らしい利用の仕方になっていく。

・自然環境への配慮事項は、占用区域だけではなく、周辺環境についても留意してください

保全利用委員会での意見の例

D)公園利用のために除草・清掃作業をしているが、占用区域周辺についても自然環境保全・再生のために、どういう形で除草や清掃ができるかを、もう少し考えていただきたい。(草の刈り方の工夫、管理区域の拡大など)

(6) チェックリストの留意点

カルテとの整合を取ってください

カルテ作成の前に、日頃の河川保全利用の状況にもとづいてチェックリストを記載し、カルテ作成後に再度記載内容の見直しを行い、カルテの内容と整合性がとれていることを確認してください。

各項目における自己評価結果の理由を記載してください。

これにより、河川管理者による客観的評価の判定精度の向上を図ることができるとともに、申請者側の評価視点に関する誤認等の有無確認及び誤認の解消も図ることができます。